

役員の報酬規程

（目的および意義）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第35条の規定に基づき、役員（理事、監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事および監事をいう。
- （2）常勤役員とは、本協会の会長・専務理事・業務執行理事を指し、原則として1週間の3日以上を本協会の業務に当たる者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

（報酬の種類および通勤手当）

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあっては月額報酬とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第4条 役員の報酬は、その金額を本人が指定する口座に振り込むものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（報酬の計算期間と支給日）

第5条 常勤役員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は当月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

- 2 非常勤役員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は翌月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

（常勤役員報酬の決定基準）

第6条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表Iに基づき、既定の書式をもってその業務評価および職務執行報告等を勘案して、理事会で決定するものとする。なお、業績評価および評価に基づく報酬金額案は報酬委員会から理事会に上程される。

- 2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づき、監事の協議により決定するものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、本協会の給与規程第9条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、本協会の給与規程第9条第3項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、本協会の給与規程に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員が、本協会の評議員会、理事会およびこれに準ずる会議（以下「諸会議」という。）に出席したとき、ならびに役員として職務執行に従事したときは、非常勤役員手当を支給する。

- 2 前項の非常勤役員手当の額は、日額とする。
- 3 非常勤役員手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2に基づき、理事会で決定する。諸会議の範囲およびそれぞれの非常勤役員手当の金額は、別表3のとおりとする。
- 4 非常勤役員手当の内容および別表2の改定案は、報酬委員会から理事会に上程する。ただし、別表3にある諸会議の範囲変更およびその対象会議の非常勤役員手当の金額案に限っては、別表2の範囲内で業務執行理事会にて協議の上、理事会で決議できるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員については、役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により常勤役員の報酬を支給する場合であって、報酬の計算期間の初日から支給するとき以外のとき、または報酬の計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、報酬の計算期間の総日数から本協会の就業規則第22条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(旅費交通費の支給)

第10条 役員が遠隔地から諸会議に出席するためおよび役員として職務執行に従事するため、特別の経費を要する場合には、本協会の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

第11条 前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度および職務執行に従事する都度、支払うものとする。

(役員の退職金)

第12条 役員の退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第13条 本規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(附則)

1. 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日(2011年2月1日)から施行する。
2. 本規程は、2011年6月22日から施行する。
3. 本規程は、2014年4月23日から施行する。
4. 本規程は、2023年8月23日から施行する。
5. 常勤役員の就任日以降の報酬については、前項の施行日(改定後)の規程を遡って適用する。ただし、遡及の適用については、別途定めるものとする。
6. 本規程は、2023年12月22日から施行する。
7. 本規程は、2025年6月13日から施行する。
8. 本規程は、2025年11月21日から施行する。

別表Ⅰ・常勤役員の月額報酬

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	200,000円	第30号	1,650,000円
第2号	250,000円	第31号	1,700,000円
第3号	300,000円	第32号	1,750,000円
第4号	350,000円	第33号	1,800,000円
第5号	400,000円	第34号	1,850,000円
第6号	450,000円	第35号	1,900,000円
第7号	500,000円	第36号	1,950,000円
第8号	550,000円	第37号	2,000,000円
第9号	600,000円	第38号	2,050,000円
第10号	650,000円	第39号	2,100,000円
第11号	700,000円	第40号	2,150,000円
第12号	750,000円	第41号	2,200,000円
第13号	800,000円	第42号	2,250,000円
第14号	850,000円	第43号	2,300,000円

第15号	900,000円	第44号	2,350,000円
第16号	950,000円	第45号	2,400,000円
第17号	1,000,000円	第46号	2,450,000円
第18号	1,050,000円	第47号	2,500,000円
第19号	1,100,000円	第48号	2,550,000円
第20号	1,150,000円	第49号	2,600,000円
第21号	1,200,000円	第50号	2,650,000円
第22号	1,250,000円	第51号	2,700,000円
第23号	1,300,000円	第52号	2,750,000円
第24号	1,350,000円	第53号	2,800,000円
第25号	1,400,000円	第54号	2,850,000円
第26号	1,450,000円	第55号	2,900,000円
第27号	1,500,000円	第56号	2,950,000円
第28号	1,550,000円	第57号	3,000,000円
第29号	1,600,000円		

別表2・非常勤役員手当

号	日額	号	日額
第1号	5,000円	第4号	20,000円
第2号	10,000円	第5号	25,000円
第3号	15,000円	第6号	30,000円

別表3・非常勤役員手当の諸会議と報酬額

会議種別	会議名	報酬額
主要会議	理事会	15,000円
	監事会	
	評議員会	
重要会議	運営企画会議	10,000円
	役員/評議員選定委員会	
	報酬委員会 ※2023年度は報酬等検討委員会 名で活動。	
その他会議	評議員懇談会、各担当の会議、プロジェクト会議 等	5,000円
その他	競技会参加 等	5,000円